

在宅高齢者・身障者等 理美容サービス 支援事業

外出が困難な在宅要介護者や重度障がい者と、その介護者が、理容・美容サービスを利用した際の費用の一部を補助します。



対象者

今治市に住所を有し、次の要件を満たす被介護者と、その家族介護者（1人）

被介護者（介護を受けている方）

- ✓ ① 65歳以上で要介護3、4、5の認定を受けている方
または
- ② 65歳未満で身体障害者手帳1級、2級（1種）をお持ちの方
- ✓ 理美容サービスの利用時に、入院または施設等に入所しておらず、月の半分以上を在宅で生活している

介護者（介護をしている方）（1人）

- ✓ 現に被介護者を月半分以上介護している
- ✓ 被介護者と同居している家族、または被介護者宅へ月半分以上通い介護している3親等内の親族
- ✓ 主たる介護者であり、家族の代表者である

補助額

1回あたり上限4,000円（被介護者、介護者、各1回まで）

- 市内の理容店・美容店ででの理容・美容サービスが対象です。（訪問サービスも含む）
- 利用料金は一度ご自身でお支払いいただきます。その後、領収書と申請書等をご提出いただくと、補助金を後日お振り込みします。

申請・理美容利用 期 間

令和8年10月1日(木)から令和9年2月26日(金)まで

※期間内でも予算額に達した時点で受付を終了します。

申請・問合せ先

申請は、以下の担当課及び各支所の窓口、郵送、またはオンライン申請で受付けます。

申請には、申請書や領収書原本、振込先口座の通帳の写し、介護保険証または身体障害者手帳の写し、本人確認書類が必要です。

（領収書は、利用者氏名、利用店舗名及び住所、利用日、金額、サービス内容の記載要

対象者によって申請書の様式が異なります。担当課のホームページや窓口にてご確認ください。



今治てのひら市役所

キーワード

理美容

検索

被介護者① 在宅要介護高齢者

今治市役所 介護保険課（第2別館1階）

今治市別宮町1-4-1

電話 0898-36-1528

FAX 0898-34-5077



ホームページ

被介護者② 在宅身体障がい者

今治市役所 障がい福祉課（本館1階）

今治市別宮町1-4-1

電話 0898-36-1527

FAX 0898-32-5267



ホームページ